

# 山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第20回本部員会議

日時：令和3年2月17日(水) 15時30分～  
場所：県庁4階 共用第1会議室

## 1 本部長発言（村岡知事）

新型コロナウイルス感染症については、年末年始からの全国的な感染者の急増から、医療、保健、高齢者福祉に深刻な支障が生じてきていることを踏まえて、国において、これ以上の感染拡大を抑えるため、去る1月、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を、東京都や大阪府、福岡県などの11都府県に発出するとされました。

その後、感染状況の改善から、栃木県については対象区域から除外をされましたが、緊急事態宣言は3月7日まで延長となり、対象の10都府県において、飲食店の時短、また外出自粛要請などの緊急事態措置が継続されている状況です。

本県においても、病院や施設のクラスターの発生によって、先月だけで、ひと月あたりとしては最多となる648名の感染が確認をされて、感染の状況はステージⅢに達しました。その後感染は減少してきましたが、まだまだ、感染の拡大に予断を許さない状況であると認識しています。

県では今後、感染予防のため、市町と連携をして、医療従事者、高齢者などからワクチンの接種を行うことにしています。また、先般、国会において、新型インフルエンザ等感染症対策特別措置法や感染症法の改正が行われて、国の基本的対処方針も改定されました。

本日の本部員会議は、こうした動きを踏まえて、本県における今後の対応を協議するものです。よろしくお願いいたします。

## 2 議題（1）現在の発生状況について

### ・事務局説明（健康増進課長）

別添資料1より説明

## 3 議題（2）新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正について

議題（3）新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について

### ・事務局説明（総務部理事）

別添資料2、3より説明

## 4 各部局発言

### ・健康福祉部長

事務局からの説明の中にもありましたけれども、健康福祉部からはワクチン接種について、資料の15ページ、資料4により説明させていただきます。

先日2月14日に、国内初となる新型コロナウイルスワクチンが承認されました。これを受けまして、早速本日から国立病院機構などの医療従事者を対象に、国における先行接種が開始され、3月からは新型コロナの患者に接する医療従事者の方への接種が始まる予定とされています。

このため、県といたしましては、ワクチンが供給されたら迅速に接種を開始できるように、ワクチンの供給拠点となります医療機関等に対し、ワクチンの在庫管理や移送調整等の業務を委託するなど、ワクチン流通の円滑化に向けた準備を進めているところです。また、先日、知事から発表がありましたけれども、来週の22日の月曜日には、専門相談センターを設置いたしまして、薬剤師による相談体制を整備するとともに、山口大学附属病院を専門的医療機関に位置づけまして、3月1日から運用開始する予定としています。

健康福祉部といたしましては、今後とも、市町や医療関係団体と連携をいたしまして、ワクチン接種の円滑な実施に向けまして、万全の準備を進めてまいりたいと考えております。

## 5 本部長発言（村岡知事）

ただいま、本部員および事務局から新型コロナウイルス感染症に関する今後の県の対応について報告がありました。

新型コロナウイルス感染症については、県内で感染者が連日確認をされており、依然として予断を許さない状況です。冒頭に申し上げましたように、東京都、大阪府、福岡県など10都府県については、3月7日まで、緊急事態宣言が延長されています。県としてはこの緊急事態宣言の対象区域の都府県への移動について、引き続き県民の皆様に自粛を要請するとともに、ワクチンの円滑な接種に向けて国や市町と連携して対応していくことなどを確認をしました。

最後に私の方からお願いがございます。

本県におきましては、年明け以降、病院や施設などによるクラスターが多数発生をし、

感染者が急増しましたが、県民、また、事業者、医療従事者の皆様のご協力によって、県内の感染は減少傾向となっています。感謝を申し上げます。

しかし、未だ、全国的な感染は収まっていないことから、県民の皆様、企業の皆様には感染を拡大させないよう、これから申し上げる取り組みについてご理解とご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

1つ目は県境をまたぐ移動についての注意であります。

緊急事態宣言の延長を踏まえ、受験などやむを得ないものを除き、対象区域への移動については自粛を強くお願いします。また、対象区域から帰省や旅行などで来県をお考えのご家族、ご友人に、皆様から自粛を強く働きかけていただきますようお願いいたします。やむを得ず対象区域から戻られた方や来県された方は、2週間、体調管理に努めるとともに、体調が優れないときは外出せず休養をしてください。なお、発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、速やかに受診・相談センターや市町の特別相談窓口に連絡をし、医療機関を受診してください。また、緊急事態宣言対象区域以外への移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断をいただくとともに、移動される場合には万全の感染防止対策を講じていただきますよう、お願いします。

2つ目は企業活動におけるお願いについてです。

緊急事態宣言対象区域への出張や、対象区域から県内への来訪については控えていただきますようお願いいたします。また、対象区域からの来訪を伴う会議やイベント等の開催は控え、メールやテレビ会議などで代替していただきますようお願いいたします。感染予防および感染拡大防止のため、対象区域への移動があった従業員等に対する健康管理には、格別の配慮をお願いします。業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染防止対策を引き続き徹底していただきますよう、お願いいたします。

3つ目は年度末に行われる行事への注意についてです。

年度末に行われる行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分確保する等、適切な開催方法を検討してください。また、謝恩会およびこれに類するものについては、飲食を伴わない開催を検討してください。飲食を伴う場合は、感染防止対策の徹底をお願いします。卒業旅行については時と場所が分散される「分散旅行」を図り、なるべく混雑しない平日の間、いつもの仲間で行動するなど協力をお願いします。

4つ目は感染予防対策の徹底についてです。

感染拡大を防ぐためには、皆様お一人おひとりの行動が最も重要です。「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「手洗い」、「感染リスクが高まる「5つの場面」に注意する」など、引き続き基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。会話の際にはマスクを着用し、大人数・長時間での会食には特に注意するなど、感染防止対策を徹底してください。

最後に感染された方等への差別・偏見の防止についてです。

感染者、また、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外から往来された方などへの誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。感染に関しては、公的に出される情報を確認し、デマに惑わされないでください。また、SNSなどで根も葉もない噂を拡げることは、本当にやめてください。新型コロナウイルス感染症は誰でも罹りうる病気です。お一人おひとりが相手を思いやる、そうした気持ちを忘れず、冷静な対応をお願いします。

各部局においても、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組むとともに、感染により影響を受けた社会経済活動の回復に向けて取り組んでいただくように、重ねてお願いしまして、本日の会議を終わります。引き続きよろしく申し上げます。